



公告

県営鎖川地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年10月29日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営鎖川地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年10月30日から11月27日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年10月29日

長野県知事 阿部 守一

1 許可番号

平成30年4月6日 長野県指令29都第100-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字長畑1275-9、1275-10、1275-11、1275-12、1275-13、1275-14、1275-15、1275-16、1275-18、1275-19、1275-20、1275-23、1275-25、1276-1、1276-3、1277-3、1277-6、1278-1、1278-6、1278-7、1278-8、1278-9、1278-10、1278-11、1278-12、1278-15、1278-16、1278-17、1278-18、1278-19、1278-20

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉2979-14

本城 慎之介

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年10月29日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

1(1) 許可番号

平成30年6月28日 長野県松本建設事務所指令30松建第132-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田3346

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤穂12989-48

有限会社アライブ 代表取締役 小平 英司

2(1) 許可番号

平成29年12月22日 長野県指令29都第30-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字棧敷字権現原525

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科高家5285-11

社会福祉法人協立福祉会 理事長 倉科 幸平

3(1) 許可番号

平成30年7月24日 長野県指令30都第30-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字久保在家4314-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字片丘4314-1

中嶋 千春、中嶋 沙織

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年10月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月5日 (水)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	東筑摩郡山形村2040番地1 山形村農業者トレーニングセンター	60名
12月16日 (日)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課